

預金規定の改定について

民法改正による「成年年齢の引下げ」に伴い、下記の通り「預金規定」を改定します。

記

1. 改定日

2022年 4月 1日（金）

2. 改定する預金規定

① 総合口座取引規定

3. 改定内容

総合口座取引規定について、下記の条項を変更します。

改定前	改定後
<p>1. (総合口座取引)</p> <p>(1) 次の各取引は、総合口座として利用すること（以下「この取引といたします。」）ができます。</p> <p>ただし、満20歳未満の預金者は、②、③のご利用はできません。</p> <p>①普通預金</p> <p>②期日指定定期預金、スーパー定期預金、大口定期預金および変動金利定期預金（以下これらを「定期預金」といいます。）</p> <p>③第2号の定期預金を担保とする当座貸越</p>	<p>1. (総合口座取引)</p> <p>(1) 次の各取引は、総合口座として利用すること（以下「この取引といたします。」）ができます。</p> <p>ただし、<u>満18歳</u>未満の預金者は、②、③のご利用はできません。</p> <p>①普通預金</p> <p>②期日指定定期預金、スーパー定期預金、大口定期預金および変動金利定期預金（以下これらを「定期預金」といいます。）</p> <p>③第2号の定期預金を担保とする当座貸越</p>

以 上